

《発行者》 協同組合 愛知労務協会  
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙  
■住所  
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階  
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>  
FAX 052-261-2612



## 目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 年間5日の有給休暇の取得が義務化

有給休暇とは、労働者が給与を得つつ、仕事を休むことができる労働基準法第39条で定められた制度です。これは、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという趣旨の制度とされています。この有給休暇が働き方改革の一環として、平成31年4月1日から、年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し、使用者は5日の有給休暇を取得させることが義務化となりました。

### ◆ 年次有給休暇の時季指定義務のポイント ◆

#### 【原則】

労働者が使用者に取得時期を申し出ることによって取得できます。

#### 【改正後】

原則である労働者の申し出による取得に加え、使用者が労働者に取得時季の意見を聴取し、労働者の意見を尊重して使用者が取得時季を指定して取得させることとなります。

#### 【付与のポイント】

- ・ 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に限ります。
- ・ 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ・ 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。  
（※）労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。
- ・ 労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

法定の基準日（雇入れの日から半年後）より前に年次有給休暇を付与する場合などの時季指定義務の取扱いについては別途定めがあります。

## 2. 労務管理の基礎知識

### ■ 短時間労働者（パートタイム労働者）

#### ① 雇入れ時の労働条件の明示

（※1）  
明示の方法は文書による必要がありますが、短時間労働者が希望した場合には、電子メールやFAXでも可能とされています。

（※2）  
就業規則に『短時間労働者には適用しない』旨の文言を入れ、これに合わせた労働条件通知書を明示することで一般の就業規則の適用除外とすることも可能ですが、全ての項目を網羅することは難しいため、別規程で定めることがトラブル防止の観点から望ましいとされています。

労働者を雇い入れる場合には、賃金や労働時間などの労働条件を明示する必要があります（労働基準法第15条）。これは全ての労働者に適用されるため、短時間労働者（パートタイム労働者）も例外ではありません。更に、短時間労働者については一般的な労働者についての規定に加え『短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート法）』により、次の項目についても明示することが義務付けられています。

#### 【短時間労働者に追加で明示が必要な項目】（※1）

- ① 昇給の有無
- ② 退職手当の有無
- ③ 賞与の有無
- ④ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

#### ② 就業規則（※2）

短時間労働者を雇用している事業所で就業規則が一つしかない場合、全ての労働条件について正社員と同じこの就業規則が適用されるため、短時間労働者に適用されない規程がある場合は、新たに短時間労働者に適用する就業規則を定めることで短時間労働者の就業条件を明らかにすることができます。

## 3. 所長コラム

### ■ 「ゴールポスト」を動かす国

お隣の国韓国は、「ゴールポスト」を動かす。

慰安婦問題を巡る2015年の日韓合意で設立した「和解・癒やし財団」を解散させるとしているが、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を実施するための僕や貴方が出した10億円は？取られっぱなし？返すと言っても返してもらわなくて結構。

徴用工問題。1965年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決されたはずだが、韓国最高裁で個人の賠償請求が認められた。交渉過程で、日本は個別賠償を申し出たが、韓国側が個別賠償には政府が対応するとして一括賠償を要求したので、現在のかたみに落ち着いた経緯がある。今後、最高裁で同様の判決により韓国国内に資産があれば、差し押さえられることになる。この時点で日韓関係は間違いなく破たんする。政府は駐韓大使を召還する。企業は新しい投資をやめ、徐々に撤退する。観光客は行かなくなる。韓国経済にとって大きな痛手だが、日本も血を流すことになる。「どうせ日本は自ら血を流すことはしない」と韓国政府は高を括っているのではないか。「ゴールポスト」を動かす国韓国と親しく付き合わない方が良いのかも。

大法院の判決が、国内世論や時の政権の意向によって左右される国、韓国。国と国が合意して取り決めた協定すら平気で反故にする国、韓国。民間交流がどれだけ盛んであっても、政府がこれではどうにもならない。